

「大阪府青少年健全育成条例の改正案」の概要

1 条例の概要について

「大阪府青少年健全育成条例」は、青少年（18歳未満）の健全な育成を図ることを目的に、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するために必要な規制を定めています。

2 条例改正の背景と検討経過について

（1）いわゆる「JKビジネス」への対応

近年、女子高校生等が客にマッサージをする、客と会話やゲームをして楽しませる等の接客サービスを売り物とする、いわゆる「JKビジネス」（以下「JKビジネス」という。）と呼ばれる営業が大都市の繁華街を中心に出現し、多様な形態でされています。

JKビジネスは、表向きには現行法令の規制対象とならないよう営業していますが、一部には裏オプションと称して性的なサービスを提供する店舗が存在し、府内においても青少年が性的犯罪の被害やトラブルに巻き込まれた事例も確認されています。

また、スマートフォン等の普及により、営業者が青少年を勧誘しやすい環境であることや、青少年がJKビジネスの危険性を十分認識しないまま接近してしまいやすい環境であることから、青少年の性被害の拡大につながることも懸念されます。

このような状況を踏まえ、大阪府では平成29年4月に、知事から大阪府青少年健全育成審議会に対して、JKビジネスへの対応について諮問しました。同審議会において、諮問内容を専門的見地から調査・審議するため、特別部会を設置し、5回にわたって検討を重ね、同年11月に知事に対して答申がなされました。

大阪府では、この答申を受け、青少年の性被害を未然に防止するとともに、有害な就労環境から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的に、大阪府青少年健全育成条例を改正し、必要な規制を行うこととしました。

〔検討経過〕

| | |
|------------|--|
| 平成29年4月25日 | 第1回青少年健全育成審議会 開催 |
| | 大阪府知事から「青少年を取り巻く有害環境への対応（いわゆるJKビジネスへの対応策）について」諮問 |
| | 第1回特別部会において議論 |
| 6月13日 | 第2回特別部会 // |
| 7月25日 | 第3回特別部会 // |
| 9月6日 | 第4回特別部会 // |
| 10月30日 | 第5回特別部会 // |
| 11月10日 | 第2回青少年健全育成審議会において特別部会報告書をもとに議論 |
| 11月20日 | 青少年健全育成審議会から知事に対して、「青少年を取り巻く有害環境への対応（いわゆるJKビジネスへの対応策）について」答申 |

(2) インターネット上の有害情報対策

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、青少年によるインターネットの利用状況が大きく変化するなか、フィルタリングサービス等の利用率は低迷しています。一方で、警察庁公表資料によると、全国におけるコミュニティサイト等に起因する児童ポルノ等の性的犯罪の被害児童数は、毎年過去最多を記録しており、被害児童の9割以上が被害当時にフィルタリングを利用していない現状があります。

こうした状況に対応し、フィルタリングの利用促進を図るため、平成29年6月23日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が公布されました。

本条例においても、インターネット上の有害情報から青少年を守るため、携帯電話事業者や保護者等に対する義務について規定していますが、今回の法改正により、規制対象事業者の範囲及び義務が拡大したことを踏まえ、本条例についても所要の改正を行うものです。

<主な法改正の内容>

携帯電話事業者及び契約の媒介、取り次ぎ、若しくは代理を行う代理店（以下「携帯電話事業者等」という。）に対し、次の三点が新たに義務化されます。

- ① 契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認すること。
- ② 契約時に、青少年又はその保護者に対し、次の二点を説明すること。
 - ア 携帯電話端末等を使用して青少年が有害情報の閲覧をする可能性がある旨
 - イ フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトの携帯電話端末へのインストール等）の必要性と内容
- ③ 契約時に、フィルタリングの有効化措置を行うこと（保護者が希望しない旨の申出をした場合を除く。）

〔検討経過〕

| | |
|------------|---------------------|
| 平成29年9～11月 | 携帯電話事業者等との意見交換 |
| 11月10日 | 第2回青少年健全育成審議会において議論 |

3 条例改正の内容について

(1) いわゆる「JKビジネス」への対応

青少年に悪影響を及ぼすおそれのある営業を「有害役務営業」として、青少年を接客させること等を禁止するとともに、立入調査の対象とすることや、違反があったときの営業停止命令、罰則等について規定します。

① 規制の対象となる営業形態

次のいずれかに掲げる営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるものを「有害役務営業」と定義

- ア 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供 【いわゆる「リフレ」】
- イ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供 【いわゆる「撮影」、「見学・作業所」】

- ウ 専ら異性の客の接待をする役務を提供 【いわゆる「コミュニケーション」】
 - エ 専ら異性の客に同伴する役務を提供 【いわゆる「散歩」】
 - オ 客に飲食させる営業のうち、水着、下着、その他露出が著しく高い衣服を従業員が着用する営業又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせる営業【いわゆる「喫茶」、ガールズ居酒屋、ガールズバー】
- ※ア～エについては、インターネットで客とやりとりする無店舗型の営業形態についても対象とする

②-1 有害役務営業者に対し、以下の行為を禁止する

- ア 青少年を接客業務に従事させること。
- イ 青少年を客として立ち入らせること（無店舗型の場合は、青少年を客とすること）。

②-2 何人に対しても、以下の行為を禁止する

- ウ 青少年に対し、有害役務営業の接客業務に従事するよう勧誘すること。
- エ 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- オ 青少年に対し、有害役務営業の広告文書等を配布すること。
- カ 有害役務営業の接客業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- キ 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- ク 有害役務営業の広告文書等を青少年に配布させること。

③ 有害役務営業者に対し、以下の義務を課す

- ア 広告宣伝の際に、青少年の営業所への立入りを禁止する旨（無店舗型の場合は、青少年が客となることを禁止する旨）の明示義務
- イ 営業所入口に青少年の立入りを禁止する旨の掲示義務
- ウ 従業者名簿（従業員の住所、氏名、生年月日ほか）の備付け・保存義務

④ 有害役務営業の停止命令等

知事は、有害役務営業者が上記②-1、②-2に違反した場合、6箇月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずるとともに、店舗名等を公表することができることを規定します。

⑤ 立入調査

知事及び公安委員会は、有害役務営業者等に対して本条例の遵守状況を確認するため、営業時間内に立入調査ができることを規定します。

⑥ 罰則

有害役務営業者等が、禁止行為及び義務、営業停止命令等に違反した場合には、罰則を適用することを規定します。

(2) インターネット上の有害情報対策

① 携帯電話事業者等に対する義務

ア 規制対象事業者の範囲の拡大

条例に規定しているフィルタリング説明義務等の対象を、携帯電話事業者だけでなく、契約の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う代理店にも拡大します。

イ 契約時の説明事項の見直し及び説明書の交付の義務化

- 青少年が契約締結者又は使用者となる携帯電話端末等の契約の際の説明事項について、改正法と重複しないよう条文を整理します。

[現行条例で規定している説明事項]

- (ア) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生じること
- (イ) フィルタリングサービスの意義及び内容
- (ウ) フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性
- 説明事項を記載した説明書を契約締結者となる青少年又は保護者に交付する義務を携帯電話事業者等に対して、新たに追加します。

ウ 契約時に保護者から提出を受けたフィルタリングの有効化措置を希望しない旨の申出書の保存を義務化

青少年が契約締結者又は使用者となる携帯電話端末等によるインターネット接続役務提供の契約の申込みに関して、保護者からフィルタリングの有効化措置を希望しない旨の申出書の提出を受けた場合、携帯電話事業者等は当該申出書を契約期間中又は青少年が18歳に達した日等まで保存しなければならないことを規定します。

② 保護者に対する義務

青少年が契約締結者又は使用者となる携帯電話端末等によるインターネット接続役務の提供を受ける場合に、今回の法改正により義務化されたフィルタリングの有効化措置について、保護者がこれを利用しない場合は、携帯電話事業者等に対して、その理由等を記載した申出書を提出しなければならないことを規定します。

③ 契約の電子化への対応

契約の電子化に対応するため、携帯電話事業者等が契約締結者となる青少年又は保護者に交付する説明書及び保護者が携帯電話事業者等に提出する申出書について、電磁的方法によるものについても可能とするとともに、現行条例で規定していた申出書への署名については、不要とします。

4 今後の予定について

- 平成30年2月府議会に提出予定です。
- 施行日は、(1) いわゆる「JKビジネス」への対応に係る部分は平成30年7月1日、(2) インターネット上の有害情報対策に係る部分は平成30年4月1日を予定しています。